

山口県報

平成24年
10月12日
(金曜日)

目次

告示	一
指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)	一
保安林指定施業要件の変更(森林整備課)	一
漁業災害補償法第二百二十五条の六第一項の規定による同意(水産振興課)	三
道路の位置の指定(建築指導課)	三
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	三
山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)	四
公告	四
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	四
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)	四
県営周南地区集落基盤整備事業計画書の縦覧(農村整備課)	五
基本測量の実施(監理課)	五
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	五
選管告示	五
政治団体の名称等	五
政治団体の異動事項	六
解散等に係る政治団体の名称等	六
資金管理団体の名称等	六
山口県知事選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨	六

山口県告示第三百八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十四年十月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(昭和五十六年農林水産省告示第九百二十一号(二に係るものに限る。))、保安林の指定をする件(昭和五十八年農林水産省告示第九十一号(二に係るものに限る。))、保安林の指定をする件(昭和五十九年農林水産省告示第九百八十四号(一及び二に係るものに限る。))及び保安林の指定をする件(平成八年農林水産省告示第八百十七号(一に係るものに限る。))に定めるところ(森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係るものに限る。))による。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課、岩国市産業振興部農林振興課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十四年十月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(昭和六十一年農林水産省告示第五百七十八号(一及び二に

係るものに限る。()、保安林の指定をする件(平成三年農林水産省告示第六百四号(二)に係るものに限る。)()、保安林の指定をする件(平成三年農林水産省告示第六十七号(一)、二及び四に係るものに限る。)()及び保安林の指定をする件(平成九年農林水産省告示第九百七号(一)に係るものに限る。)()に定めるところ(森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係るものを除く。)()による。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに下関市産業経済部農林整備課、萩市農林水産部林政課、光市経済部水産林業課、長門市経済観光部農林課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

周南市大字湯野字飛松一四二七の一(次の図に示す部分に限る。)()、字鳴石一四五五の一、一四五五の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山口市吉田字奥山四四六の一、四四六の五、四四六の六、四四六の八、四四六の一

四、四四六の一五

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩国市通津字鳥ヶ尾一の一(次の図に示す部分に限る。)()、六呂師字ちぎり谷東三九三の三、三九三の四、字くらかけ山五〇五の二、五二二の二(次の図に示す部分に限る。)()

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市通津字鳥ヶ尾一の一・六呂師字ちぎり谷東三九三の三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)()、三九三の四、字くらかけ山五〇五の二、五二二の二

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百九十号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第二百二十五条の六第三項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区及び区分について同法第二百二十五条の六第一項の規定による同意があったと認めた。

平成二十四年十月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

加入区	区分	分
宇部岬第三加入区	のり等養殖業(のり養殖業)	
宇部岬第六加入区		
宇部岬第七加入区		
宇部岬第八加入区		
宇部岬第九加入区		
宇部岬第十加入区		

山口県告示第三百九十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十四年十月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地	幅員(メートル)	延長(メートル)	道路の敷地となる土地の面積(平方メートル)
山陽小野田市千代町二丁目六四一〇の一の二部	四・〇	九二・〇	三六四・二七
山陽小野田市大字鴨庄字焼田七七の一、七七の五及び七七の七	四・〇	一〇三・二	三九九・〇〇

山陽小野田市高千帆一丁目四三八の二五、五六五の六の一部及び七七五七の三の一部	四・九〇九・三	一、二二〇・八	七、八〇九・二五
山陽小野田市高千帆二丁目七五七の三の一部及び二五九九の一五三の二一	五・七〇六・五	二二〇・六	一、四八六・〇三
山陽小野田市高千帆二丁目四の三五、六の二、四三八の二〇、四三八の四八、五七の二〇〇、七五七の二七、七五七の二三及び二五九九の四一の二部	四・五〇六・四	一、四九三・四	八、二三〇・〇一
山陽小野田市高千帆二丁目四の三四、四の三六、四五五の三及び五六七の四〇五	四・〇〇五・四	三〇一・三	一、四五九・〇八

山口県告示第三百九十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十四年十月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 区域の名称
花香地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた区域(保安林の指定をする件(平成七年農林水産省告示第千四百四十八号)で指定された保安林の区域を除く。)

市名	大字名	字名	地名	番	標柱番号
山口市	秋穂東	石崎	八二の三	八二	一号
"	"	"	八三	八三	二号
"	"	"	五〇八一	五〇八一	三号
"	"	"	八一九の三	八一九の三	四号
"	"	"	八一九の一	八一九の一	五号
"	"	"	五〇六九の一	五〇六九の一	六号
"	"	"	五〇六九の五	五〇六九の五	七号
"	"	"	五〇六九の五	五〇六九の五	八号

" " " " "	五〇六九の六	九号
" " " " "	八一六の一	十号
" " " " "	五〇七五の六	十一号
" " " " "	五〇七六の七	十二号
" " " " "	五〇八四の一	十三号

山口県告示第三百九十三号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月十二日

山口県知事 山 本 繁太郎

一の表中 「[「]五井[」]」
大字西豊
三三三六の四
 を 「[「]中市[」]」
中市二丁
目八番一七号
 に改める。



(四八六) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年十月三日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月十二日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 このまちカンパニー
 代表者の氏名 三輪 治彦

主たる事務所の所在地 山口市宮野下三一〇番地の三

三 定款に記載された目的
 地域で暮らしている障がい者に対して、就労機会や体験場所の提供、障害福祉サービスマスターの請負・生産活動を振興することにより、障がい者の就労確保と自立、就労を通じて地域の支え合い(共生の地域づくり)の促進を図り、障害者福祉と地域福祉の融合に寄与すること。

(四八七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年十一月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月十二日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年九月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人コミュニティ友志会
 代表者の氏名 松永 朋子
 主たる事務所の所在地 防府市石が口一丁目八番八号

(四八八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年十二月三日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月十二日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人ふらっとコミュニティ
代 表 者 の 氏 名 山根 俊恵
主たる事務所の所在地 山口市小郡下郷四八五番地の二九

(四八九) 県営周南地区集落基盤整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営周南地区集落基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年十月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 縦覧に供する書類

県営周南地区集落基盤整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年十月十五日から同年十一月五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四九〇) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十四年十月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 作業の種類

基本測量(国土調査に伴う基準点測量)

二 作業の地域

萩市

三 作業の期間

平成二十四年十月九日から平成二十五年二月二十日まで

(四九二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十四年十月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市潮音町六丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

光市島田二丁目二三番一〇号

株式会社ファノス

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市南花岡三丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市南花岡五丁目四番一八号

有限会社松風土地

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡平生町大字大野北字東神出

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡田布施町大字波野二一六一番地の二一

有限会社サンエイ



山口県選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年十月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 頭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	考出(年月日)
仲山哲男後援会	堀永 敦臣	仲山 由香	光市室積松原3番27号		平成24、9、13
浜本やすひろ後援会	濱本 康裕	濱本 理恵	大島郡周防大島町大字東安下庄2840の3		〃 〃 20
光維新の会	酒井 博英	佐々木高久	光市島田/丁目2番25号		〃 〃 12
ふじい忠明後援会	藤井 輝明	藤井 孝子	大島郡周防大島町大字油字1424		〃 〃 24
みらい山口ネットワーク	高岸 春幸	植野麻紀子	山口市道場門前2丁目5番9号		〃 〃 〃

山口県選挙管理委員会告示第九十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七十九条第一項の規定による届出があった政治団体の運動事項は、次のとおりである。

平成二十四年十月十二日

山口県選挙管理委員会 上符 正 顯

政治団体の名称	異動事項	内容		備出(年月日)
		新	旧	
自由民主党和木支部	代表者	中磯 利博	中村 淳良	平成24、9、26
	会計責任者	佐藤 昌弘	中村美智子	
	事務所	玖珂郡和木町和木3丁目3番42号	玖珂郡和木町和木4丁目7番9号	
	代表者	中村 覚	飯田 実	
飯田てつなりサポーターズ	代表者	清水 修	堀内 恵美	〃 〃 10
	会計責任者	周南市代々木通2丁目12	山口市後河原33の1	
久保潤爾後援会	代表者	藤谷 義信	藤田 富江	〃 〃 28

卓起会	事務所	周南市代々木通2丁目12	周南市警車町5番42号	〃 〃 19
-----	-----	--------------	-------------	--------

山口県選挙管理委員会告示第九十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年十月十二日

山口県選挙管理委員会 上符 正 顯

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
国民新党憲友会山口県支部	兼田 明	西村 新一	柳井市大字伊陸4709の2	平成24、8、31

山口県選挙管理委員会告示第百号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年十月十二日

山口県選挙管理委員会 上符 正 顯

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金		管理団体	代表者の氏名	備出(年月日)
		名	称			
濱本 康裕	周防大島町議会議員	濱本やすひろ後援会		大島郡周防大島町大字東安下庄2840の3	濱本 康裕	平成24、9、19

山口県選挙管理委員会告示第百二号

平成二十四年七月二十九日執行の山口県知事選挙において、各候補者の出選責任者から提出された選挙運動に関する収入及び支出の報告書の届出は、次のとおりである。

平成二十四年十月十二日

山口県選挙管理委員会 上符 正 顯

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成24年7月29日執行山口県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

32,645,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	飯田 哲也	所属党派	無 所 属	期 間 平成24年9月5日から 同月9日まで 第2回分
出納責任者氏名	堀内 恵美			

収 入			支 出			円
主たる寄附 (氏 体 名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	家 屋 費	選挙事務所費	
		円	選挙事務所費			0
			集合会場費			0
			通 信 費			1,166,808
			交 通 費			463,579
			印 刷 費			129,276
			広 告 費			0
			文 具 費			0
			食 糧 費			3,460
その他の寄附 0件		0	休 泊 費			10,200
その他の収入		1,800,000	雑 費			172,900
今 回 計		1,800,000	今 回 計			1,946,223
前 回 計		8,934,652	前 回 計			10,961,319
総 計		10,734,652	総 計			12,907,542

報告書受理年月日	平成24年9月10日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	高 邑 勉	所属党派	無 所 属	収入又は支出 の年月日 平成24年8月27日 第2回分
出納責任者氏名	田淵 雄三			

収 入			支 出			円
主たる寄附 (氏 体 名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	家 屋 費	選挙事務所費	
		円	選挙事務所費			22,050
			集合会場費			0
			通 信 費			272,167
			交 通 費			0
			印 刷 費			0
			広 告 費			0
			文 具 費			0
			食 糧 費			0
その他の寄附 0件		0	休 泊 費			0
その他の収入		294,217	雑 費			0
今 回 計		294,217	今 回 計			294,217
前 回 計		7,414,500	前 回 計			7,774,504
総 計		7,708,717	総 計			8,068,721

報告書受理年月日	平成24年8月29日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	三輪茂之	所属党派	無所属	収入又は支出の年月日 平成24年8月27日 第2回分
出納責任者氏名	三輪茂之			

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	家屋費	円
			選挙事務所費		0
			集合会場費		0
			通信費		408
			交通費		0
			印刷費		0
			広告費		0
			文具費		32,000
			食糧費		0
その他の寄附 0件		0	休泊費		0
その他の収入		45,319	雑費		12,911
今回計		45,319	今回計		45,319
前回計		2,250,783	前回計		2,250,783
総計		2,296,102	総計		2,296,102

報告書受理年月日	平成24年8月31日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	三輪茂之	所属党派	無所属	収入又は支出の年月日 平成24年9月10日 第3回分
出納責任者氏名	三輪茂之			

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	家屋費	円
			選挙事務所費		0
			集合会場費		0
			通信費		14,421
			交通費		0
			印刷費		0
			広告費		0
			文具費		0
			食糧費		0
その他の寄附 0件		0	休泊費		0
その他の収入		14,421	雑費		0
今回計		14,421	今回計		14,421
前回計		2,296,102	前回計		2,296,102
総計		2,310,523	総計		2,310,523

報告書受理年月日	平成24年9月10日	第3回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	三輪茂之	所属党派	無所属	収入又は支出の年月日 平成24年9月25日 第4回分
出納責任者氏名	三輪茂之			

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	家屋費	
		円	選挙事務所費	集合会場費	0
			通信費	交通費	1,752
			印刷費	広告費	0
			文具費	食糧費	0
その他の寄附	0件	0	休泊費	雑費	0
その他の収入		1,752	今回計	前回計	1,752
今回計		1,752	今回計	前回計	2,310,523
前回計		2,310,523	今回計	前回計	2,312,275
総計		2,312,275	総計	前回計	2,312,275

報告書受理年月日	平成24年10月1日	第4回報告分
----------	------------	--------

平成二十四年十月十二日印刷

発行所

山口県知事庁